

八頭町自治基本条例（仮称）素案への ご意見について



八頭町自治基本条例（仮称）素案について、平成23年2月10日を期限に町民意見（パブリックコメント）の募集を行い、提出のあつた意見をもとに八頭町自治基本条例（仮称）策定委員会で検討を行いました。

ここでは、寄せられたご意見と策定委員会の見解について概要をご紹介します。

（1）「定義（第4条）」について

① 「町民」について

【提出意見】

「町内で事業若しくは活動を行う団体」とはどういったものがあるのでしょうか？定義の条文の中で説明した方が良いのではないかどうか？

【策定委員会意見】

「町民」の中の「町内で事業若しくは活動を行う団体」とは、町内に事務所がある団体、また、事務所は町外だが事業や活動は八頭町内でも行っている団体など、八頭町に何かしらの関係がある団体すべてを含むこととしています。

条文中ではなく、逐条解説の中で例を挙げ、分かり易くしたいと考えています。

「永住外国人」の定義付けについても、「住民投票」の逐条解説中で説明したいと考えています。

（2）「コミニティ」について

② 「コミニティ」について



【提出意見】

「コミニティ」を「地域団体」など分かり易い言葉にしてはどうでしょうか？

【策定委員会意見】

集落・自治会などの地域的なつながりや、NPOやボランティア団体、スポーツグループなどのテーマに基づいた団体など、豊かな地域社会の実現のために自主的・自立的に活動している団体を「コミニティ」として定義しています。

「地域団体」と定義してしまうと、集落や自治会などの地域的な団体だけを定義しているような誤解を与えてしまうおそれがあります。策定委員会の検討の中でも、町民の方に分かりやすくするために、そういうふたつの団体を日本語で表現することを考えましたが、「地域」と「チーム」の両方の団体を表現できる適切

な言葉が「コミュニティ」以外に見つかりませんでした。

この自治基本条例の中では、「コミュニティ」と規定することで、「コミュニティ」という言葉 자체が町民の方々に広がっていくことを期待しているところです。

③「執行機関」・「町」について

【提出意見】

普通「町」と言えば、行政である「執行機関」を言うのではないでしょつか?

【策定委員会意見】

町民の方々にとって、「町」は「行政（役場）」というイメージがあるかもしれません。しかし、地方自治法上では、「地方公共団体、つまり町の中に、執行機関と議会とを置く。」と規定されており、その規定を引用したものですので、ご理解いただきたいと思います。

(2)「議会の組織(第17条)」について

【提出意見】

「議員の定数」については重要な事項であるので別の項とし、町民の意思がしっかりと反映されるような仕組みを行うような内容とするべきではないでしょうか?

【策定委員会意見】

議員は選挙により選ばれた町民の代表であり、その議員で構成される議会には、「町民の意思、民意をしっかりとまちづくりに反映していく」という重要な役割があります。議会に関すること全般がまちづくり



④「まちづくり」について

【提出意見】

「まちづくり」を「自治」という言葉にしてはどうでしょうか?

【策定委員会意見】

「自治」と「まちづくり」とは同じ意味であると考えていますが、町民の方により分かり易く身近に感じていただきため、また、それによって参画していただきやすくするためには、平仮名でやわらかいイメージをあたえる「まちづくり」という言葉を採用しています。

(3)「住民投票(第30条)」について

【提出意見】

「自治の運営等」や「議員の責務」の条文の中で、「町民意思の的確な把握」について規定されています。

しかし、「議会の運営等」や「議員の責務」の条文の中で、「町民意思の的確な把握」について規定されることもあり、策定委員会としては、「議会の組織」の条文で、改めて「町民意思の反映」について規定する必要は無いと考えています。

(4)「永住外国人」について

【提出意見】

議員の定数や議員選出の地域配分などは、まちづくりへの町民意思の反映に特に関わることも確かだと思います。

【策定委員会意見】

議員選出の地域配分については、「町民意思の反映」について規定す合併直後に制度として存在していましたが、現在は廃止されていることから、その経緯も踏まえる必要があると思います。

そして、合併して八頭町という一つのまちになり、ある程度の年数が経つた今では、「町の一体感」という点から考えれば、地域割りを行うことに少し違和感を覚えるところでもあります。ただ、議会が「町民意思の反映」という重要な役割を持つていることは確かですので、そのことを分かりやすく表現する必要があります。

よって、逐条解説の中で、「町民意思の反映」というまちづくりにおける議会の役割を説明し、「議会の組織や議員の定数については、町民の意思をしっかりと反映できることを考慮して決定する」といった説明を

りにおいて重要な事項ではあります。が、議員の定数や議員選出の地域配分などは、まちづくりへの町民意思の反映に特に関わることも確かに思います。

(3)「住民投票(第30条)」について

【提出意見】

外国人の参政権については、「憲法違反ではないか?」という議論もされており、国政レベルでも未だ結論が出ていない問題です。

母国において投票権を保障されている外国人に対して、日本での投票権を付与すれば、権利を二重に付与することになり、その必要性が理解できません。

追加したいと考えます。

【策定委員会意見】

また、地域によつては、住民の相手にいるので別のこととし、町民の意思がしっかりと反映されるような仕組みを行うような内容とするべきではないでしょうか?

(3)「住民投票(第30条)」について

【提出意見】

確かに、外国人の参政権については、「日本国籍を有する者が政治に関わるべき」という議論はあると思いますが、策定委員会では、「八頭町のまちづくりにおいてはどうか?」

な言葉が「コミュニティ」以外に見つかりませんでした。

【策定委員会意見】

確かに、外国人の参政権については、「日本国籍を有する者が政治に関わるべき」という議論はあると思いますが、策定委員会では、「八頭町のまちづくりにおいてはどうか?」

という観点で検討をしてきました。

「二重に投票権を付与する」といつても、二重にその権利行使する訳ではありませんし、母国と八頭町とではその対象となるものが異なると考えます。

外国人の方でも住民であることによ

り変わりはなく、「そういう方の意見を無視することはできないのではないか？」という「住んでいる地域のまちづくりへの参画」という観点から考えて、原則10年以上在住しておられ 地域との関わりがある程度深いと考えられる永住外国人の方に限つて、住民投票への参加権を付与しても良いのではないかと考えています。

また、「選挙権」や「被選挙権」と「住民投票への参加権」とでは、政治やまちづくりにおけるその意思の取扱いに違いがあります。住民投票の結果の取扱いについては、法的拘束力を持つものではなく、町長や議会はそれを最大限尊重することになります。事実上の拘束力を全く無視することはできないということもありますが、間接民主制の本来の姿として、最終的には日本国民である町長や議員の判断に委ねるべきであると考えています。

(2) 「満18歳以上」について

なぜ「16歳以上」ではいけないの自立している方もおられると思います。

〔策定委員会意見〕

16歳の方の中には、確かに働き、自立している方もおられると思いますが、現状をみると、社会的な経験の少ない学生が大半を占めていると思います。

よつて、「満18歳以上」という年齢の区切りを設定しているところであります。

③ 「町政全体に関する重要事項」・ 「投票権を有する者」について

〔提出意見〕

住民投票の対象となる「町政全体に関する重要な事項」や「投票権を有する者」について、この条例で定義付けをしておいた方が良いのではないかでしょうか？

〔策定委員会意見〕

「町政全体に関する重要な事項」や「投票権を有する者の要件」などの詳細事項については、個別条例で規定するべきと考えていますが、住民投票の対象となる「町政全体に関する重要な事項」についても、逐条解説の中で例を挙げて説明したいと考えています。

る重要な事項」については、分かり易くするために、逐条解説の中で例を挙げて説明したいと考えています。

(4) 「町長のローカルマニフェスト(第31条)」について

〔提出意見〕

「ローカルマニフェスト」という言葉を、「公約」・「政権公約」など分かり易い言葉にしてはどうでしょうか？

〔策定委員会意見〕

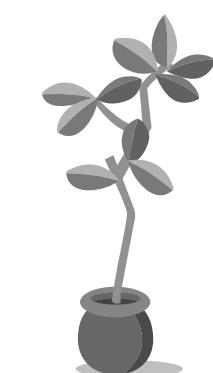
「ローカルマニフェスト」という言葉 자체が全国的にあまり広まっておらず、町民の方々にも分かりにくい言葉であることは確かだと思っています。

再検討の結果、ご意見のように、例えば、「公約」や「政権公約」、「政策目標」といった、より分かり易い言葉を採用する方が良いと考えました。

「政権公約」や「マニフェスト」など、国政に関わる部分と勘違いされるのはないか、「選挙公約」だと、選挙のための公約といったマイナスのイメージがある」といった意見がありました。

前文はこの条例全ての条文にかかるものですが、前文を読めば「この条例がまちづくりの最高規範であることは分かるので、前文と重複する「まちづくりの最高規範(第32条)」は必要ないのではないかでしようか？」

が、まちづくりの基本的事項を定めるものであることから、「まちづくり公約」という言葉を採用することとなりました。



(5) 「まちづくりの最高規範(第32条)」について

〔提出意見〕

前文の中で触れられている事項であつても、その重要性等によつて個別の条文でも規定することが必要な場合があるのでないかと考えています。

〔策定委員会意見〕

本条例の前文は、条例制定の目的や決意等を宣言するという目的で設けており、「最高規範性」について分かりやすい言葉であれば、それを採用しても良いのではないか」という意見で一致し、この条例自体

の役割をしつかりと果たすためには、重要事項である「他の条例や計画等と整合性を図る必要がある」ということを、個別条文である最高規範の条文の中で述べているところです。

(6)「条例の名称」について

【提出意見】
条例の名称を「まちづくり基盤整備条例」などにしてはどうか?
か?

〔策定委員会意見〕

すが、この条例はまちづくりの基本的な考え方や原則を定めた「まちの憲法」であり、条例の「顔」である名称に最高規範としての意味合いを持たせることも必要ではないかと思っています。よって、策定委員会としては、この条例にふさわしい名称としては、「自治基本条例」が良いと考えています。



(7)「その他の」について

【提出意見】

議会や町長・行政に関する部分については、「…努めます」という表現より、「…します。」や「…」などより強い表現とした方が良いのではないか？

② 「法律との重複」について

将来的な検討事項でもあります。が、法的義務を持たない事項を条例で「しなければならない」と明文化することは難しいと考えます。

策定委員会としては、義務化できない部分については、議会や行政の自主性や自律性に任せ、それぞれが自らの役割を考え、行動することを期待するものです。

【提出意見】

法律として規定してある事項は条例で規定する事項ではないので、自治基本条例で重複して規定する必要はないのではないか？

り身近な「条例」として明文化することで、町民の皆さんはもちろん、議会や行政を含めた町全体の共通の意識付けを行うことに意味があると考えています。

の基本的な考え方や原則を定めた
「まちの憲法」であり、まちづくり
の指針となるものです。よって、法
律と重複するかたちになつたとして
も、八頭町の最高規範である条例と
して条文化を行ひ、八頭町としての

まちづくりの方向性をしつかりと示す必要があると考えています。

【策定委員会意見】

ご意見のように、この条例は、町民の方にとつて読みやすい文章にする必要があります。また、町外の人がご覧になる場合のことでも考えると、地名等にもルビをふることも必要であると考えます。

よつて、条文の持つ意味が変わらない範囲で文章の修正をしたいと考えます。

【策定委員会意見】 町民が「一体、内容を前文に盛ります。

町民が「一体感」を持てるような内容を前文に盛り込んでほしいと思います。

〔策定委員会意見〕

策定委員会では、前文の検討段階で「八頭町は、郡家町・船岡町・八東町の旧三町が合併し、」というような、まちの歴史的な表現を入れるかどうか検討をしたところです。

結果としては、そういった表現をすることと、逆に「まだ一つの町になつていないのでどうか」といった感想を持たれることを懸念して削除した経過があり、「地域、世代を超えて八頭町は、郡家町・船岡町・八東町の旧三町が合併し、」というような、まちの歴史的な表現を入れるかどうか検討をしたところです。

④ 「文章の表現」について

て」という表現を採用したところです。そこで、「ご理解いただきたいと思います。

□ 今後の予定

今後は、町議会との協議を進めながら、議会への条例提案を行う予定としています。